

ロータリーを  
実践し



みんなに  
豊かな人生を

2013~2014年度 国際ロータリーのテーマ  
ロン D.バートン

RI第2510地区 留萌ロータリークラブ

# 会報

2013 ▶ 2014  
WEEKLY REPORT

留萌ロータリークラブ 集中と調和  
会長目標

会長/中出敏彦 幹事/大嶋孝広

## プログラム

●本日  
移動例会/職場訪問例会

会員誕生日  
11月14日 串橋 伸幸

●次週予定  
来賓卓話「ISON彗星接近」  
元 増毛天文台 山崎 一様

No. 2581  
第18回 11月13日

出席報告

前  
例  
会

会員総数.....39名  
出免会員.....8名  
出免出席.....3名  
基準会員出席.....21名  
出席率.....70.59%

前  
々  
会

第14回 10月16日

欠席会員.....8名  
内メイクアップ.....2名  
修正出席率.....83.78%

例会/毎週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

## 🖋️ 会長報告 .....

- 11月21日(木)、特別支援学級の発表会に私と大嶋幹事、堀社会奉仕委員長で出席して参ります。
- 11月5日、第5回定例理事会並びに第3回クラブ協議会を開催しました。12月例会プログラムと久木会員の出席免除を承認し、国際奉仕委員会の地区事業である第3360地区タイ・チェンマイ地区に浄水器を設置するクリーンウォーター事業への参加を承認しました。

- 砂川RCより会報No.2114~2121号を受領しました。
- 芦別RCより会報No.2707~2710号を受領しました。
- 国際ロータリー第2510地区より次年度の地区補助金セミナーの開催案内が届いております。

## 📄 幹事報告 .....

- 深川RCより会報No.2641~2644号及び11月例会案内を受領しました。

## 👥 委員会報告 .....

親睦活動委員会 高田委員長

12月11日(水)午後6時30分、留萌産業会館に於いて年忘れ家族会を開催致します。皆様への案内は11月23日頃FAXにて送信を致します。1週間程度で締め切りますのでよろしくお願い致します。なお、豪華抽選会の景品に対する協力依頼がございます。理事役員12名様、会長が2万円、残り11名の方々には1万円のご協力

をよろしくお願いします。

楽しい家族会にしたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

## ニコニコBOX……………

- 11月5日の理事会の後は大変お世話になりました。ありがとうございました。 堀会員
- 良い事がありました。 大嶋会員
- ローターリー15年表彰を頂きました。  
西谷(英)会員
- お邪魔します。 留萌税務署様

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 前 回 | 374,000円        |
| 今 回 | 5,600円          |
| 累 計 | <u>379,600円</u> |

## プログラム……………

「税を考える週間によせて」

留萌税務署長 山本 浩三様

本日は、留萌ロータリークラブの皆様の前で  
お話をさせていただく機会をいただき、ありが  
とうございます。

国税庁、国税局、税務署では、毎年11月11日  
から17日までを「税を考える週間」として、広  
く国民の皆様に税の意義や役割、税務行政の現  
状についてより理解してもらい、納税義務を履  
行していただくために、様々な施策を実施して  
おります。本日は「税の役割と税務署の仕事」  
についてお話をさせていただきます。

### 1. 社会保障と税の一体改革

少子高齢化という人口構造の大きな変化、雇  
用や家族形態・地域基盤の変化など、社会保障  
制度を支える社会やグローバル化の進展など経  
済情勢に大きな変化が生じている中で、社会保  
障制度をいかに維持・充実させていくかが問わ  
れており、社会保障と税の一体改革は①社会保  
障の充実・安定化、②財政健全化、という2大  
目標の同時達成を目指しています。そして、こ  
の目標を達成するため、来年4月に消費税率が

引き上げとなります。

事業者の方々が消費税法の改正内容を理解し  
て適切な申告・納付が行えるよう、総額表示義  
務の特例の内容等について広報・周知を行うと  
ともに、価格表示や消費税の転化拒否等に関す  
る相談にも関係省庁と連携しながら、適切かつ  
丁寧な対応に取り組んでまいりますので、納税  
資金の備蓄を含めご理解いただきますようお願い  
します。

### 2. 適正な調査・徴収

#### (1) 適正、公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税と徴収を実  
現するため、限られた人員等をバランスよく  
配分し、大口・悪質な納税者に対しては組織  
力を最大限に活かした的確な調査を行う一方  
で、簡単な誤りの是正などは簡易な接触を組  
み合わせるなど、効果的・効率的な事務運営  
を心掛けています。実地調査で判明した1件  
あたりの申告漏れ所得金額は、平成23事務年  
度においては、申告所得税は841万円、法人  
税は914万円となっています。調査において  
重点的に取り組んでいる事項は、①資産運用  
の多様化・国際化を念頭においた調査。②十  
分な審査と調査等により消費税の不正還付申  
告の防止の取り組みです。この他、国際的な  
取引への対応として、国際的租税回避行為の  
ほか国外財産に対する課税の適正化にも取り  
組んでいます。

これらの取り組みのためには、資料情報は  
重要であり、税法等で提出が義務付けられて  
いる所得証明の源泉徴収票や配当等の支払調  
書などの「法定調書」のほか、把握した取引  
情報など、様々な資料情報の収集を行ない、  
調査・指導に活用しています。国際的取引に  
関しましても、「国際財産調書」の提出制度が  
創設され、平成26年度1月以降、提出が始ま  
りますので、よろしく申し上げます。また、  
査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任  
を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適  
正・公平な課税の実現と申告納税制度の資  
することを目的としています。そのため、偽り

その他の不正行為により故意に税を免れた納税者に正しい税を課すほか、犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めています。

## (2) 確実な税金の納付

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。滞納とは、国税が納付期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。国税庁では、滞納の未然防止と早期徴収の取り組みが重要と考えており、その上で、滞納となった国税については、期限内納付を行なっている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、滞納の整理促進に取り組んでいます。大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差し押さえ、公売等の処分を実施するなど厳正かつ毅然とした対応を行なっており、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案は滞納処分免脱罪の告発を行なうなど、更に厳正に対処しています。

## 3. 調査・徴収事務の取り組みと今後の課題

### (1) コンプライアンス確保のための取り組み

最近では国境をまたぐ取引や資産移転、電子商取引などが増加し、税務行政を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、納税者のコンプライアンス（納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること）を維持するためには、一方で悪質な課税逃れ等への取り組みを強化しつつ、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みを行なうなど、税務行政の効率化を更に追求していく必要があります。具体的には次の3つの取り組みを柱としてコンプライアンスの向上を目指していきます。

#### ① 実地調査の重点化

実地調査は、納税者の申告における不正や誤りを正し、適正な申告に導くための高い効果を持つ反面、大きな事務量を必要とします。そのため、不正が発生しやすい分野や全体のコンプライアンスに与える影響が大きい分野（例えば、海外取引等を利用



した課税逃れや消費税の不正還付など）に事務量を重点的に配分していきます。

#### ② 情報収集・分析機能の充実

納税者のコンプライアンス・リスクを的確に分析するとともに、課税逃れ等を効果的・効率的に発見できるよう、情報収集・分析機能のより一層の充実を目指します。そのため、国際的な情報交換の枠組みの強化や、社会保障・税番号制度の導入を見据え、資料情報の適正かつ効率的な活用に向けて、システム整備等を進めていきます。

#### ③ 自発的な適正申告を確保するための多様な手法の活用

納税者の申告前の自己点検の支援や、多数の申告漏れが予想される事項の公表、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼びかけ、税理士会や関係民間団体との協調関係の強化など、実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取り組みを充実させていきます。

### (2) 社会保障・税番号制度の導入

平成25年5月に番号関連法案が成立し、社会保障・税番号制度が導入され、個人番号は社会保障分野、税分野に利用範囲を限定して導入されますが、法人番号は広く一般に公表され、官民間問わず様々な用途で活用が可能とされます。

今後のスケジュールは、現在のところ、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始される事業年度から、法定調書については、平成

28年1月以降の支払いに係るものから、番号記載が開始される予定です。

#### 4. 納税者サービスの充実

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。納税者の方々が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行なうことが出来るよう、サービスの充実に向けた各種の取り組みを行なっています。本日は特に、「国税庁ホームページ」と「ICT」の活用についてお話をさせていただきます。

##### (1) 国税庁ホームページによる情報提供

「Web-TAX-TV」において、「国税査察官の仕事」や「国税徴収官の仕事」など国税庁の様々な取り組みや税に関する情報を動画で解説しているほか、質疑応答事例などが閲覧できます。是非ご覧いただきたいと思えます。

##### (2) ICTを利用した申告・納税手段の充実

皆様は、事業の経営に携わっておられると思いますが、所得税、法人税や消費税の申告ほか、「法定調書」の提出についても e-Taxにより提出していただきますようお願い致します。なお、税理士による「代理送信」は、「法定調書」についても行なえますので、相談してみてください。

また、この「法定調書」の提出に当たってはDVDやCDなどの光ディスクによる提出も可能です。給与計算システムなどから源泉徴収票データを光ディスクにダウンロードしていただく事で、ペーパーレス化が実現します。「確定申告書作成コーナー」では、パソコンの画面の案内に従って入力することにより、申告書等を作成・印刷して郵送等により税務署へ提出する事が可能です。

e-Taxの手続きの中で「電子証明書」が不要なものとして、源泉所得税の「徴収高計算書」の提出とその「ダイレクト納付」の手続き及び「納税証明書」を電子申請して税務署窓口で書面により受け取る手続きがあります。税理士さんの代理送信に頼らずにご自身で出来る手続きであり、「e-Taxソフト (WEB版)」による利用が大変便利です。なお、ご不明の点がありましたら、ご遠慮なく税務署にお問い合わせいただきたいと思います。

本日は貴重な時間をいただき、ご清聴ありがとうございました。



### 例会プログラム【11月】

11月20日(水) 来賓卓話「ISON彗星接近」 元 増毛天文台 山崎 一様

11月27日(水) 年次総会